

## アジアの少年非行(九)-一九二二年ベンガル少年法-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-04-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊田, 幸一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/3830">http://hdl.handle.net/10291/3830</a>

△資料▽

## アジアの少年非行(九)

——一九二二年ベンガル少年法——

(THE BENGAL CHILDREN ACT, 1922)

菊 田 幸 一

本法は、少年犯罪者の監護、審判、刑罰ならびに児童および少年の保護に関し規定するものである。

〔前文〕

少年犯罪者の監護、審判、処罰ならびに児童および少年の保護に関し、よりいっそうの規定をなすことが適當である。

ゆえに、インド統治法八〇条のA、三項にもとづき、本法通過に対し総督の事前認可が得られていたものである。これにより、以下のごとく規定する。

## 第一章 序 文

## 第一条 「名称、開始期日および範囲」

- (1) 本法は、一九二二年ベンガル少年法とよぶ。
- (2) 本法は、カルカッタ地区における官報の公告により、地区政府の指定する期日をもって効力を生ずるものとする。

(3) 本法は、第二七条の規定に従い、一八六六年カルカッタ警察法第三条の定めによるカルカッタ地区、一八六六年カルカッタ周辺地区警察法第一条に基づく通達により定めたるカルカッタ周辺地区、一九〇六年インド港灣法第五条に基づく通達により定めたるカルカッタ港、およびハウラ自治区におよぶものとする。ただし、地区政府は、カルカッタ地区官報の公告により、ベンガルにおける上記以外の地区にも、拡張することができる。

## 第二条 「一八九七編法律第八号の廃止」

一八九七年矯正院法は、第一五条を除き、以下の地域で廃止されるものとする。

- (a) 本法施行の日より、第一条第三項の規定に基づき、効力のおよぶ地域
- (b) および、かかる施行の日より、第一条第三項に基づき拡張したるその他の地域

## 第三条 「定義」

本法においては、その文脈により別段の定めがない限り、以下のごとくとする。

- (1) 「児童」とは、一四歳未満の者を言い、職業学校(industrial school)に関して用いられる場合は、少年の年齢が収容期間満了前に、一四歳に達するかどうかにかかわらず、収容中の少年すべてに適用する。

(2) 「後見人」とは、児童、少年もしくは少年犯罪者に関し、事件の審理を行う裁判所の意見により、一定の期間、児童、少年もしくは少年犯罪者を保護、監督する者も含める。

(3) 「職業学校」(Industrial school)とは、第六条に基づき、地区政府による設置もしくは公認を受けたる職業学校をいう。

(4) 「規定する」とは、本法に基づき定められた規則により規定することをいう。

(5) 「矯正学校」(reformatory school)とは、第六条に基づき、地区政府による設置もしくは公認されたる矯正学校をいう。

(6) 「少年」とは、一四歳以上であり、一六歳未満の者をいう。

(7) 「少年犯罪者」とは、送致もしくは収容に相当する罪を宣告され、かつかかる有罪判決の時に、一六歳未満である者をいう。

#### 第四条 「裁判管轄」

本法により、各裁判所に与えられた権限は、以下の裁判所においてのみ、行使されるものとする。

- (a) 高等裁判所
- (b) 治安判事裁判所
- (c) 特別治安判事および治安判事補裁判所
- (d) 本法に基づき構成されたる少年裁判所
- (e) 地区簡易裁判所
- (f) 地区簡易裁判所支部

(g) 管区簡易裁判所

(h) 第一審簡易裁判所

(i) 地区政府により、特に権限の一部もしくは全部を行使する資格を与えられた第二審簡易裁判所。

かかる裁判所は、当該事件が初審、控訴審、再審のいづれであるかにかかわらず、行使することができる。

第五条 「本法により命令を下す権限を有しない簡易裁判所の手続」

(1) 本法により、命令を下す権限を与えられていない簡易裁判所が、審判に付すべき児童もしくは少年を、矯正もしくは職業学校への送致または、場合により、本法にもとづく何らかの他の方法により処理するものと判断する場合には、簡易裁判所は、かかる意見を記載し、手続にしたがい、児童もしくは少年を、当該事件の管轄権を有し、本法にもとづく権限を行使できる最寄の少年裁判所または、簡易裁判所に送致するものとする。

(2) 一項にもとづく、手続を行う裁判所は、適当と思料する場合は、その後も審理を行うことができ、かかる場合、裁判所はかかる審理が初めて提起されたかのごとく審理し、事件を処理する命令を下すものとする。

## 第二章 矯正および職業学校

第六条 「学校の設置および公認」

(1) 地区政府は、本法にしたがい送致する児童および少年犯罪者の收容のため、矯正および職業学校を設置し、維持することができる。

(2) 第一項にもとづく設置された矯正もしくは職業学校の管理官の同意もしくは要請により、地区政府は、かかる学校を本法にもとづく送致すべき児童もしくは少年犯罪者を收容するに、適当と認めることができる。さら

に、かかる学校の管理官に対し、地区政府は、以後、維持するに適當と思料したる寄付金を与えることができる。

#### 第七条 「学校の管理」

(1) 第六条第一項にもとづき設置されたすべての矯正もしくは職業学校の管理および運営に関する、院長および委員は、地区政府により任命されるものとし、かかる院長および委員は、本法の目的にてらし学校の管理を行うものとする。

(2) 第六条二項にもとづき公認されたるすべての学校は、地区政府による認可を受けた者の管理のもとに置くものとし、かかる認可を受けた者は、本法の目的にてらして、学校の管理を行うものとする。

(3) 男子および女子を矯正もしくは職業学校に收容する場合、女子の收容施設は、別棟とし、かつ雑居とする。

#### 第八条 「学校の監察」

(1) 地区政府は、矯正および職業学校の主任監察官ならびに、主任監察官を補佐するに適當と思料する数名の監察官および監察官補を任命することができ、主任監察官を補佐するよう任命された者は、地区政府の指示にしたがい、主任監察官の権限および義務を行うことができる。ただし、その場合、主任監察官の指示のもとで行うものとする。

(2) 矯正および職業学校は、少なくとも六か月ごとに、主任監察官または、監察官もしくは監察官補により調査を行うものとする。

ただし、かかる学校が、女子のみの施設であり、かかる調査が、主任監察官により行われなない場合は、調査を行えるときに、女性により行うものとする。

主任監察官または、主任監察官に代り権限を付与された監察官もしくは監察官補は、いかなるときも、すべての部門において、矯正もしくは職業学校に立ち入り、調査することができる。

## 第一〇条 「医療監察」(medical inspection)

地区政府に代り権限を付与された免許を有する開業医は、いかなるときも、收容者の健康および学校の衛生状態を主任監察官に報告するため、管理者または、そのための関係者へ通知の存否にかかわらず、矯正もしくは職業学校を訪問することができる。

ただし、女子のみの施設の場合は、行えるときに、女性により、なされるものとする。

## 第一一条 「公認取消しに対する地区政府の権限」

地区政府は、公認学校が条件、規則、管理もしくは監督を満さない場合はいつでも、学校の管理者に対し、送達される通知により、学校の公認は、通知書に明記された期日から取消され、その時点で、公認の取消しが効力を有し、学校は、公認学校であることを終了する。

ただし、地区政府が適当と思料する場合、学校の管理者に対し送達される通知による公認の取消しに代り、通知書に記載された期間もしくは、かかる通知が取消されるまで、少年犯罪者もしくは児童の入院を禁ずることができる。

なお、場合により、本条もしくは前ただし書にもとづく通知発行前に、学校管理者が、公認取消しまたは入院禁止を不服だとする理由を示す正当な機会が与えられるものとする。

## 第一二条 「管理者による公認の辞退」

公認学校の管理者は、主任監察官を通して地区政府に対し、六か月の猶予をみて、その旨、書面による通知により、学校の公認を辞退することができる。したがって、かかる通知が取消されることなく、主任監察官による受領の日から六か月の満了をもって、公認の辞退は効力を有し、かかる学校は、公認学校であることを終了する。

第十三条 「公認の取消もしくは辞退の効力」

公認取消しの通知が行われた学校の管理者は、受領の日より、また公認辞退の通知が行われた学校では、通知発行之日より、本法にしたがい、いかなる少年犯罪者もしくは児童も、受け入れないこととする。ただし、前記の時点において、学校に入院しているいかなる少年犯罪者もしくは児童にも、学習、訓練、住居、衣類、食事を与えるという第一六条に述べたる管理者の義務は、地区政府により、他の方法で指示する場合を除き、公認取消もしくは辞退が、効力を有するまで存続するものとする。

第十四条 「公認を終了する場合の收容者の処置」

学校が、公認であることを終了する場合、收容者である少年犯罪者もしくは児童は、地区政府の命令により、本法の規定にそつて、他の矯正もしくは職業学校または、補助施設に移送することとする。

第十五条 「補助施設」(Auxiliary homes)

地区政府は、矯正もしくは職業学校がいかなる階層の收容者をも受け入れるために、補助施設を設置し、または本法の議会通過前であるか後であるかに関係なく、設置されたその他の施設に、公認を与えることができる。かかる公認は、矯正もしくは職業学校の公認と同様の方法で取消しまたは辞退を行うことができる。これらのすべての施設は、地区政府により明記されたる目的のため、当該学校の一部もしくは付属として扱ふものとする。



公認学校の管理者は、本法にしたがい送致を要求された少年犯罪者もしくは児童の收容を拒否することができる。なお、ひとたびかかる少年犯罪者もしくは児童を、引受けた場合には、全收容期間もしくは、学校の公認取消もしくは辞退が効力を有するまで、教育、訓練および寄宿設備のある場合は、寄宿、衣類、食事の供給をなすことを引受けるものとする。

ただし、地区政府は、公認学校の管理者に代り、なされた申立書にもとづき、かかる少年犯罪者もしくは児童を、他の矯正もしくは職業学校へ移送する取り決めをなすことができる。

### 第三章 少年犯罪者

#### 第一七条 「児童および少年の保釈」

明らかに一六歳未満である者が、逮捕され、かつただちに、法廷に出廷させることができない場合、かかる者を連行する警察署員は、当該訴追が殺人、死刑もしくは追放刑に相当する犯罪の一つである場合をのぞき、保証人の有無にかかわらず、保釈をなすことができる。

ただし、明らかに一六歳未満である少女を逮捕する場合には、逮捕し、連行した警察署員は、確かな保証人であると認める者が、少女を出廷させ、かつ要求があつた場合には、少女に代わつて警察署に出頭することが保証できると思料する額の保釈金を供託するならば、ただちに釈放するものとする。

#### 第一八条 「保釈がなされない児童もしくは少年の拘留」

(1) 逮捕時に、明らかに一六歳未満である者が、一七条の規定にしたがい保釈がなされない場合、警察署員は、規定の方法により、法廷に出廷させるまで、警察もしくは拘留所とは別の場所に收容させるものとする。

(2) 警察官は、事件の全状況にもとづき、相当である以上の長期間、かかる者を拘留してはならない。ならばに、かかる期間は、裁判所の特別命令なきときは、拘留場から法廷まで連行するに必要な時間をのぞき、二四時間を越えてはならないものとする。

第一九条 「拘留場への再拘留もしくは収容」

一七条の規定により、保釈がなされない児童もしくは少年を、裁判のため再拘留もしくは収容するうえで、裁判所は、刑務所に収容する代わりに、再拘留される期間、規定の方法で、警察もしくは拘留所とは別の場所に収容する命令を行うものとする。

第二〇条 「罪を犯した児童もしくは少年の親の出廷」

(1) 児童もしくは少年が、罪を犯し、または職業学校への送致命令に関する申立書にもとづき、児童を出廷させるに際し、親もしくは後見人に対し、かかる少年が事実を認め、正当な距離内に居住し、ならばに出廷もしくは問責されたる者が児童である場合、裁判所が相当でないと判断する場合をのぞき、手続の全過程の間、理由を聴取する裁判に出廷するよう要求することができる。

(2) 児童もしくは少年を、逮捕する場合、連行する警察署員は、ただちに親もしくは後見人に連絡するものとし、少年が、かかる逮捕を認めた場合には、出頭すべき法廷への出廷を通告するものとする。

(3) 本法にもとづき、出廷が求められている親もしくは後見人とは、児童もしくは少年の事実上の財産権および監督権を持っている親もしくは後見人と言う。

ただし、親もしくは後見人が父親以外である場合、すなわち父親の死亡もしくは認知をなさない場合、最も近い男の親族の出廷を求めるものとする。

(4) 児童もしくは少年の親の出廷は、本法にもとづき、かかる手続の開始前に、児童もしくは少年が、裁判所の命令によりかかる親の監護もしくは保護から引き離された場合には、要求がなされないものとする。

(5) 児童もしくは少年の母親または女性の後見人の出廷を求める規定は、本法にないものである。当該地域の慣習および道徳に従い、かかる母親もしくは女性の後見人は、公然と出廷することはできないが、弁護人もしくは代理人として裁判に出廷することができる。

### 第二一条 「児童および少年の処罰の制限」

なんらかの法律に、これと反対の規定がなされているにもかかわらず、児童もしくは少年は、死刑、追放刑もしくは拘禁刑または、罰金の支払がないため、もしくは保証人を立てられないため、刑務所に収容されることがないものとする。

ただし、裁判所は、かかる少年があまりに無法もしくは悪化した性格であり、矯正学校に送致されるに適した者ではなく、かつ裁判所が、法的に処理するに適当な他の方法がないと認承した場合、少年は、前述のように拘禁刑を宣告され、もしくは刑務所へ収容されるものとする。

### 少年犯罪者の矯正もしくは職業学校への送致方法

#### 第二二条 「一二歳から一六歳までの犯罪者の矯正もしくは職業学校への収容」

(1) 訴が提起される裁判所の判断において一二歳もしくはそれ以上であるとされる少年犯罪者が、追放刑もしくは拘禁刑に相当する罪の宣告を受けた場合、裁判所は、法律にしたがい、他のいづれかの刑罰を宣告する代わりに、少年を矯正学校へ送る命令を下すことができる。

ただし、犯罪者に、矯正学校へ送致する命令を下す場合、拘禁刑を付加することはないものとする。

(2) 一二歳もしくはそれ以上の少年犯罪者が、追放刑もしくは拘禁刑を宣告された場合、地区政府は、かかる宣告を執行もしくは遂行する代わりに、かかる少年を矯正学校へ送致する指示を行うことができる。

(3) 訴が提起される裁判所の判断により、一二歳未満であるとされた少年犯罪者が、死刑、追放刑もしくは拘禁刑に相当する罪の宣告をうける場合、裁判所は、職業学校へ送致する命令を下すことができる。

(4) 初犯でない一二歳もしくは一三歳の少年犯罪者が、追放刑もしくは拘禁刑に相当する罪の宣告をされ、かつ裁判所が、かかる少年犯罪者を職業学校へ送致すべきであり、事件の特別な状況を考慮すれば矯正学校への送致は適当でない判断し、さらに少年犯罪者の性格および経歴から、職業学校の他の収容者からの悪影響がないものであると判断した場合、裁判所は、事前に管理者の受け入れの承諾をうけたのち、少年犯罪者を職業学校へ送致する命令を下すことができる。

ただし、地区政府は、職業学校の管理者の申立にもとづき、命令によって、かかる少年犯罪者を矯正学校へ移送することができる。

(5) 少年が、一八九八年刑事手続法第一〇六条にもとづき、保証人をたてるよう裁判所により命ぜられかつ、それを怠った場合、命令をした裁判所は、かかる少年を矯正学校へ送致する命令を下すことができる。

### 第二三条 「収容期間」

少年犯罪者もしくは児童を矯正もしくは職業学校に送致するすべての命令には、少年犯罪者もしくは児童が、当該学校に収容される以下のごとき期間を明記するものとする。

(a) 少年犯罪者を矯正学校へ送致する場合は二年以上五年以内であり、いかなるときも、少年犯罪者が一八歳に達

した場合は、裁判所の判断で、当該期間を越えて延長することはできないものとする。

(b) 児童を職業学校へ送致する場合は、裁判所が少年の教育と訓練に相当と思料する期間、児童が、一六歳に達した場合、いかなるときも裁判所の判断で当該期間を越えて延期することができないものとする。

少年犯罪者を処理する、その他の方法

第二四条 「少年犯罪者の釈放もしくはは適当な監護に付する権限」

裁判所は、適当と思料する場合、少年犯罪者を矯正もしくはは職業学校に收容する命令の代わりに、以下のごとく命ずることができる。

- (a) しかるべき訓戒のち釈放し、もしくは、
- (b) 裁判所が要求する一二月を越えない期間、少年犯罪者の品行保持に対し責任のある親、後見人、親族もしくは、保証人の有無にかかわらず保釈を行う者のもとで、親、後見人もしくははかかる者を欠くときは、成人した親族、または裁判所によりかかる者が不適当と認められたるときは、信頼でき尊敬できる者の監護に付すべきものとする。ならばに、裁判所は、かかる命令に付加して、少年犯罪者を裁判所により任命されたる者の監督のもとに同居する命令をなすことができる。

第二五条 「親に対し罰金等の支払い命令を行う権限」

- (1) 児童もしくは少年が、罰金に相当する罪を犯し、かつ裁判所が、他のいかなる刑罰の有無にかかわりなく罰金を科すことが最良であると思料するとき、裁判所は、かかる犯罪者が児童であり、親もしくはは後見人が認承せず、またはかかる者が児童もしくはは少年のしかるべき保護をなすことを怠り、よって犯罪遂行を指導しなかつた

と認められる場合をのぞき、児童もしくは少年の親または後見人に対し罰金を支払うよう命ずることができる。

(2) 本条にもとづく命令は、前述のごとき場合をのぞき、出廷の要求がなされ、これを怠りたる親もしくは後見人に対し発することができる。なお、かかる命令は、親もしくは後見人に対し、弁明の機会を与えることなく発することはできない。

(3) 本法にもとづき、親もしくは後見人に罰金を支払うよう指示するいかなる命令も、一八九六年刑事手続法にもとづき発せられる命令と同様の効力を有するものとする。

(4) 親もしくは後見人は、かかるいかなる命令に対しても、自らの訴訟手続によりなされた命令のごとく、控訴することができる。

#### 第二六条 確信犯 (certain crimes) 少年の拘禁

(1) 少年の当該犯行に対し、本法の規定にもとづき裁判所は不処罰が相当と判断するまじめな犯罪であると確信する場合、裁判所は、当該犯罪者を適当と思われる場所ないし方法で保護拘禁 (safe custody) に置くものとし、州政府の慣例として事件を報告するものとする。

(2) 第二一条の規定にかかわらず、州政府は、適当と思われるいかなる処置 (conditions) を命ずることができる。かかる拘留の間、少年は適法な拘留所にいるものとみなされる。

ただし、命ぜられた拘禁期間は、少年が犯した罪に対して言渡された最長の收容期間を越えないものとする。さらに、州政府は当該拘禁中いつでも適当と思われるならば、少年が一八歳に達するまで、当該拘禁に代つて少年院 (reformatory school) に收容することを命ぜられる。

## 第四章 放任少年の職業学校送致

## 第二七条 職業学校 (industrial school) に送致すべき少年

(1) 州政府がカルカッタ官報の告示により、本条ないし本条のいずれかの部分が適用されるものと命ぜられる地域においても本法にもとづき、

- (i) これについての訴えの受理
- (ii) 警察の報告
- (iii) 当該事実の真偽

についての管轄権を有する裁判所は、明らかに一四歳未満である少年の親ないし後見人に対する召喚状または警部補 (sub-inspector) より階級が下らない警察官もしくはこれについて州政府が権限を付与するその他の者により執行される令状のどちらかにより、当該少年の出頭を命ずることができる。かかる出頭の日は、裁判所が次のごとき少年であると信ずるにたる理由が存する場合には、その召喚状ないし令状に明記せられたる日とする。

すなわち、

- (a) 乞食により生活している者、
- (b) 孤児ではないが、両親もしくは存命の親があるが貧困である者、または私生児の場合は、母親が追放刑 (banishment) ないし拘禁刑 (imprisonment) に処せられていて貧困である者、
- (c) 犯罪または、酩酊癖のため少年の保護に適しない親もしくは後見人の保護下にいる者、
- (d) 恒常的に放任もしくはひどく少年を虐待する親ないし後見人の保護下にある者、

- (e) 窃盗または売春の世評ある仲間とせばしは交際のある者、
- (f) 少年を誘惑ないし売春させもしくはそれらをそそのかすことをもくろむ環境に居住する者、
- (2) 当該地域において、州政府より権限を付与された者は、本法にもとづき管轄権を有する少年裁判所ないし簡易裁判所に明らかに一四歳未満である次の少年を連行することができる。
  - (a) 盛り場 (public resort) ないし街頭で乞食もしくは施し物 (alms) を受けること (歌、演芸、販売といった見せかけの有無は問わず)、または、そうした目的で盛り場ないし街頭にいたることが認められた者、
  - (b) 明確な生計手段をもたず、もしくは定った居所ないし家がなく、徘徊している者、
  - (c) 孤児ではなく両親もしくは存命の親がいるが貧困である者、または私生児の場合は、母親が追放刑ないし拘禁刑に処されていると認められる者、
  - (d) 窃盗または売春の世評ある仲間とせばしは交際のある者、
  - (e) 売春宿 (house of ill-fame) に居住する者、
  - (f) 虐待にさらされている者。さらに、少年がかかる規定の一つにあたるとして出廷させる裁判所は、当該告訴を検討し、その検討の内容を記録するものとし、より詳細な尋問の根拠が存すると思料する場合は、かかる尋問のための期日を決定するものとする。
- (3) 第一項にもとづき少年を出廷させ、ないしは二項にもとづき尋問のため決定されたる期日にしたが、または手続が延期される場合の、その後の期日にしたが裁判所は、提出されるすべての証拠を審理、記録し、少年を職業学校に送致することが避けられ、適切と思われる、より慎重な尋問がなされるべき理由を示すための何らかの原因を考慮するものとする。



(4) 尋問の後、裁判所は少年を職業学校に送致することが適切であることが確認されて始めて、かかる効果として命令を下すものとする。

(5) 尋問の後、裁判所は少年が、乞食少年の職業的養い主 (professional keeper) である者に依頼され、もしくはその者の利益のために乞食をして生活していたことを確認した場合、裁判所はかかる者を出廷させ、その後の答弁において、審問することができ、裁量においては、かかる者に、手続費用として二五ルピーを越えない範囲で支払いを命ずることができる。また、かかる費用は、刑事手続法 (一八九八年) の規定にもとづき、罰金として実施されるものとする。

#### 第二八条 「児童もしくは少年を適当な監護に付する権限」

(1) 本法にもとづき、裁判所に、児童の職業学校送致を命令する権限を与えている場合、裁判所は、かかる送致に代わり、規定された方法で、児童が一六歳に達するまでもしくはより短期間、児童を適当な監護に付す命令を下すことができる。

(2) 地区政府により、代わって権限を付与された者は、少年裁判所もしくはは、本法にもとづき、権限の行使を付与され、ならびに事件の管轄権を有する簡易裁判所に、一四歳もしくはは一五歳であることが明らかな少年を出廷させることができる。

#### 第二九条 「親もしくはは親族への児童の返還に関する地区政府の権限」

裁判所の請求または児童の親もしくはは親族の申立により、地区政府は、二七条四項にもとづき裁判所による処理後、職業学校へ送致され、あるいは二八条にもとづき地区政府の選定する親もしくはは親族に引き渡されるかのいづれかである児童に対し、命令により記載されたる条件により返還の指示を命ずることができる。それゆえ、かかる

児童に対し、裁判所により発せられた命令は、したがって、修正されるものとする。

### 第三〇条 「少女の保護」

いづれかの者の告訴にもとづき、一六歳未満の少女が、親もしくは後見人により虐待され、または、親もしくは後見人が承知のうえで、性的誘惑もしくは売春を行う危険を有し、または売春生活を行っていることを摘発された場合、裁判所は、親もしくは後見人に、当該少女のしかるべき保護および監督をなすよう誓約を申し入れることができる。

## 第五章 矯正もしくは職業学校または監護下にある者の扶養および処遇

### 第三一条 「親の扶助」

(1) 本法にもとづき、矯正もしくは職業学校に在院する少年犯罪者もしくは児童の収容または、適当な監護者への児童および少年の委託命令を発する裁判所は、親または、少年犯罪者もしくは児童、少年の扶養義務のある者に対し、可能な限り、規定された方法で、扶養命令を発することができる。

(2) 第一項にもとづき、命令が発せられる前に、裁判所は、親または少年犯罪者もしくは児童、少年の扶養義務者の家庭環境を調査するものとし、親もしくは他の者の立会のもとで、あるいは場合により直接の付添がないときは、弁護人の立会のもとで、かかる証拠を示すものとする。

(3) 第一項の目的にしたがい少年犯罪者もしくは児童、少年の扶養義務者には、私生児の場合、一八九八年刑事手続法第四八八条にもとづき、命令を発しもしくは他の方法により、管轄当局が推定上の父親であると宣告した、推定上の父親を含むものとする。

ただし、少年犯罪者もしくは児童、少年が、私生児であり、かつかかる扶養命令が、一八九八年刑事手続法第四八八条にもとづき、なされる場合、裁判所は、通例、推定上の父親に対し、扶養命令を行わず、裁判所が任命する者に対し、前述の扶助命令により生ずる支払われるべき総額の一部または全部を支払うよう、命令することができる。かかる総額は、少年の扶養のために、推定上の父親により支払れるものとする。

(4) 本条にもとづくいかなる命令も、一八九八年刑事手続法第四八八条による命令と同様の方法で、効力を有することができる。

### 第三二条 「児童の里子」

八歳未満の児童が送致される職業学校の管理者は、主任監察官の書面による承諾のもとで、児童が一〇歳に達するまで、適当な人物のもとに、里子に出すことができる。その後は、主任監察官の書面による承諾のもとで、管理者が児童の利益を考慮した上、より長期間、監督、連戻その他規定された管理者の権限の行使に従うものとする。児童が里子に出される場合、本法の目的にてらし、学校に收容されている児童とみなすものとし、したがって、本法の規定を、可能な限り適用するものとする。

### 第三三条 「仮釈放による外泊」

(1) 少年犯罪者または児童を矯正もしくは職業学校に收容する場合、かかる学校の管理者は、いかなるときも、主任監察官の書面による承諾のもとに、少年犯罪者もしくは児童に対し、なんらかの有益な仕事ないし職業を仕込むため、自発的に引受け、保護することを条件とし、任命された信頼もしくは尊敬できる人物と同居することを、仮釈放により許可することができる。

(2) 許可されたいかなる仮釈放も、許可の条件違反により取消され、もしくは失効するまで、かかる効力を有する

ものとす。

(3) 学校の管理者は、いかなるときも、書面による命令により、かかる釈放を取消し、少年犯罪者もしくは児童を学校へ送還することができ、かつ、これは、少年犯罪者もしくは児童の仮釈放による委託先の請求によりなされるものとする。

(4) 少年犯罪者もしくは児童が、当該学校への帰還を拒否し、もしくは実現ならざるときは、必要とするならば、少年を捕え、学校へ連戻することができる。

(5) 本条にもとづく仮釈放の履行中で、少年が矯正もしくは職業学校に不在であった期間は、当該学校の収容期間の一部に算入するものとする。

ただし、仮釈放中に取消しもしくは失効されたにもかかわらず、当該学校へ戻ることを拒否した場合には、帰還を拒否した後の経過時間は、学校収容期間に算入しないものとする。

第三四条 「連戻しを拒否する少年犯罪者もしくは児童の出廷要請を親に命ずる権限」

(1) 仮釈放が取り消されもしくは失効し、かつ少年犯罪者もしくは児童が、学校への帰還を拒否もしくは実現できない場合、親もしくは後見人が、少年犯罪者もしくは児童を召喚させることを信賴するに足る正当な根拠が存することを宣誓のうえ、述べることにより、裁判所は、記載された日に親もしくは後見人が法廷に出頭し、ならびに児童を出頭させることを請求する出頭命令を発することができる。さらに、正当な弁明なく、かかる出廷を怠った場合は、本法もしくは他の法律にもとづき為すべき義務に加え、二五ルピーを越えない罰金を支払う法的義務があるものとする。

(2) 親もしくは後見人が、本条にもとづき罰金を支払うことを指示するいかなる命令も、一八九八年刑事手続法に

もとづきなされた命令と同様の効力を有することができる。

第三五条 「少年犯罪者もしくは児童の逃走教唆に対する処罰」

なんびとも、

(a) 矯正もしくは職業学校に存院し、もしくは、そこからの仮釈放による外泊を許された少年犯罪者もしくは児童を直接もしくは間接的に、故意に封助または誘惑し、よって、かかる学校もしくは仮釈放による外泊を許された者から逃走させ、または、

(b) 本法にもとづき引き渡された監護者から逃走させ、または、本法にもとづき引き渡された監護者もしくは仮釈放による外泊を許された者または学校へ連戻すことを故意に隠匿し、もしくは妨げたるときは、逃走したる少年犯罪者もしくは少年、児童または、故意に逃走を封助したる少年犯罪者もしくは少年、児童は、二か月まで延長できる期間、拘留刑にし、もしくは二〇〇ルピーを越えない罰金を支払い、または、その両方を科すべきものとする。

第三六条 「釈放および移送」

(1) 地区政府は、いかなるときも、完全にもしくは以下のごとく地区政府が認めたる条件のもとに、少年犯罪者もしくは児童を矯正もしくは職業学校から釈放する命令をなすことができる。

(2) 地区政府は、

(a) 少年犯罪者もしくは児童を、ある職業学校から他の職業学校へ移送する命令、

(b) 矯正学校に収容されている、一四歳未満の少年犯罪者を職業学校に移送する命令、

(c) 他の在院者を通し、悪影響を及ぼされることが明らかであり、または学校の規則の重大なる違反もしくは学校

からの逃走を犯した職業学校収容少年を矯正学校へ移送する命令。

ただし、少年犯罪者、少年もしくは児童の全収容期間は、かかる移送により増大させることなきものとする。

### 第三七条 「少年裁判所」

(1) 地区政府は、出頭を要請されたる児童もしくは少年に関する命令もしくは仮釈放の申立ての審理または、児童もしくは少年に対する訴えの審理を行うため、いづれかの管区もしくはその他の地域に一つもしくはそれ以上の独立した裁判所の設置に関し、規定することができる。

(2) かかる独立した裁判所が設置されざる場合、児童もしくは少年を審理する裁判所は、児童もしくは少年が、そうではない者と併合して訴えを提起されたる場合をのぞき、可能なかぎり、裁判所の通常開廷がなされるところとは別棟の、もしくは別室で、または通常開廷がなされる日時とは別の日、もしくは別の時間に開廷するものとする。

### 第三八条 「年齢の推定および確定」

(1) 犯罪を犯しもしくは犯さざる者が、証拠採取の目的で、刑事裁判所その他に連行され、かつかかる者が、児童もしくは少年であることが判明したるときは、裁判所は、かかる者の年齢に関し、適法な調査を行い、かかる目的で事件聴取時に入手できる証拠を採用し、その後すぐ判明し決定したる、かかる者の最近の年齢を記載するものとする。

(2) 裁判所の命令もしくは決定は、かかる者の年齢が裁判所により正確に決定されたものではないことが、その後の証明により覆がえされてはならないものとし、連行された者の裁判所による推定もしくは確定命令は、本法の目的にてらし、かかる者の真の年齢とみなし、よって、連行されたる者が一六歳もしくはそれ以上である場合、

本法の目的にてらし、かかる者は児童もしくは少年ではないものとする。

第三九条 「宗教信仰に関する規定」

(1) 本法にもとづき、少年犯罪者もしくは児童が送致されるべき矯正もしくは職業学校を決定するに際し、裁判所は、少年犯罪者もしくは児童の属する宗教宗派を確認することに努めるものとし、かつ可能であるなら、かかる少年の宗教教育に必要な設備が与えられている学校を選び、その旨の命令を発するものとする。

(2) 本法にもとづき、児童もしくは少年を適当な監護に付する場合、児童もしくは少年が引渡されるべき監護者を決定するに際し、裁判所は同様に児童もしくは少年の宗教を確認することに努めるものとし、かつ可能であるなら、同宗教の者もしくは、児童もしくは少年が当該宗教にしたがって成育するという裁判所の配慮を十分理解する者を選び、その旨の命令を発するものとする。

(3) 三二条もしくは三三条にもとづき、児童もしくは少年犯罪者が、里子に出されもしくは仮釈放により他の者と同居する許可をされる場合、学校の管理者は、かかる目的にてらし、児童もしくは少年犯罪者と同じ宗教の者、または児童もしくは少年犯罪者が、かかる宗教にしたがって成育するという配慮を充足する者を選ぶものとする。

第四〇条 「児童もしくは少年の虐待に対する処罰」

児童もしくは少年を監護し、監督もしくは保護する一六歳以上のいかなる者も、かかる児童もしくは少年を暴行し、虐待し、放任し、放置もしくは遺棄した者、または児童もしくは少年に不必要な苦痛を与え、または身体を傷つける（視力もしくは聴力、手足もしくは身体の組織に傷害を与え、または精神を乱すことを含む）といった方法で、かかる児童もしくは少年を暴行、虐待、放任、放置もしくは遺棄させた者は、二年を越えない期間拘禁刑

に処し、もしくは二〇〇ルピーを越えない罰金を科し、または、これらを併科するものとする。

第四一条 「少女の売春もしくは性的誘惑の行為、勧誘、教唆に対する処罰」

一六歳未満の少女を監護、監督もしくは保護するいかなる者も、かかる少女に売春もしくは性的誘惑の行為をさせ、もしくはするように勧誘、教唆した場合、二年を越えない期間、拘禁刑に処すものとする。

第四二条 「児童から質をとることに對する処罰」

質屋が児童から質として物品を得る場合、それが児童自身のため、もしくは他人のためであるにかかわらず、一〇〇ルピーを越えない罰金に処すものとする。

第四三条 「児童もしくは少年の監護を行う者の権限」

他の法律の規定にさまたげられることなく、本法の規定にもとづき児童もしくは少年を引き渡す監護者は、かかる命令が効力を有する間、親であるごとく児童もしくは少年に対し同様の監督権を有するものとし、ならびにかかると少年の扶養もしくは保護に対し、責任を負うものとする。ならびに児童もしくは少年は、親もしくは他の者が要求することにかかわらず、監護を続行するものとする。

第四四条 「拘束監護所における少年犯罪者、少年および児童の監護」

- (1) 本法にもとづき規定された拘束監護の場所に、少年犯罪者、もしくは少年、児童が、監護に付されるにしが、い、命令もしくは決定のコピーを、拘束監護所の担当者に、本人とともに送致するものとし、かかるコピーには、記載されている言葉にしたがい、当該場所に拘束監護するため、十分な権限を与えられているものとする。
- (2) かかる拘束監護の間および拘束監護所への移送の間、かかる者は、適法に監護にあるものとみなし、ならびにかかる者が逃走した場合、逮捕状なく逮捕し、拘束監護所へ連行することができる。



第四五条 「貧困児童のための機関の調査」

(1) 地区政府は、自発的献身による一部または全部の補助がなされている貧困児童もしくは少年の收容のための機関を設置することができ、かつその場合、政府の権限にもとづき、地区政府に任命された者による適時の訪問および調査を行う法的義務はないものとする。

(2) 任命されたいかなる者も、かかる機関に立入り、完全な調査を行いおよび名簿ならびに記録等すべての書類を調査する権限を有するものとする。

(3) 一項にもとづき、任命された者の義務履行に関し、拒否し、もしくは故意に立入もしくは調査を妨害し、必要とする手段を与えざる者は、五〇ルピーまでの罰金を科すものとする。

第四六条 「保証書に関する手続」

一八九八年刑事手続法第二章の規定は、可能なかぎり、本法にもとづき締結された保証書に適用するものとする。

第四七条 「有罪判決にともなう資格剥奪の回避」

他のいかなる法律に規定する場合でも、かかる法にもとづく児童もしくは少年の有罪判決の効果として、資格剥奪を行ってはならないものとする。

第四八条 「規則」

- (1) 地区政府は、本法の目的を達成するため、規則をつくることができる。
- (2) 特別に、および先行の権限に対し実質上の裁定に影響なしに、地区政府は規則をつくることができる。
  - (a) 矯正および職業学校ならびにその他の補助施設の設置、公認、および維持に関し、

- (b) 矯正および職業学校ならびにその他の補助施設の調査、ならびに主任監察官および他の監察官の権限および義務の規定に関し、
  - (c) 矯正および職業学校の管理官の権限および義務に関し、
  - (d) 学校の選択の規定、
  - (e) 児童および少年の外食、仮釈放ならびに監督に関し、
  - (f) 児童および少年を扶養する義務のある親ならびに他の者による扶助に関し、
  - (g) 矯正および職業学校の在院者の処理およびアフターケアならびに、監督官の任命およびその在職期間に関し、
  - (h) 矯正および職業学校ならびに補助施設の運営に関し、
  - (i) 矯正および職業学校の在院者の教育および、職業、道德の訓練ならびに、かかる労働の収益の一部の彼らへの帰属に関し、
  - (j) 少年犯罪および児童の矯正および職業学校への送致に関し、
  - (k) 矯正および職業学校の在院者に対する監督ならびに在院者とのコミュニケーションの規定、
  - (l) 矯正および職業学校の在院者の短期不在の許可の承認に関し、
  - (m) 矯正および職業学校の在院者により犯された犯罪の処罰の規定、
  - (n) 児童もしくは少年を適当な監護に付す方法ならびに、かかる児童および少年の監督に関し、
  - (o) 裁判のための逮捕、送還および収容にもとづく児童および少年の拘束監護に関し、
  - (p) 少年裁判所において、とられる手続を規定すること、
- (3) 二項の(o)および(p)にもとづき定められたすべての規則は、総督令による総督の事前認可にしたがうものとす

る。

(4) 本条にもとづき定められたすべての規則は、カルカッタ官報に告示されるものとし、ならびにかかる告示にもとづき、本法に与えられる効力と同様の効力を有する。

#### 第四九条 「控訴」

(1) 第二五条、二七条、三一条もしくは三九条にもとづき、裁判所より発せられた命令に対する控訴は、以下のごとく上訴するものとする。

- (a) 簡易裁判所、その他の地区簡易裁判所もしくは管区簡易裁判所により発せられた場合は、地区簡易裁判所へ、
- (b) 地区簡易裁判所により発せられた場合は、治安判事裁判所へ、
- (c) 治安判事裁判所もしくは、特別判事もしくは治安判事補裁判所または管区簡易裁判所により発せられた場合は、高等裁判所へ、
- (2) かかる上訴により発せられた命令は、控訴をしないものとする。

#### 第五〇条 「修正」

本法の規定にもとづき発せられ、かつ他の点では規定なき命令は、治安判事裁判所もしくは地区簡易裁判所の判事または利害関係人の申立てもしくは、国民発案にもとづき高等裁判所により修正されることができ。